

## 平成23年度

## 義肢等補装具専門家会議 議論概要

## 1 筋電電動義手について

## (1) 支給対象者

【意見】 就労することが見込まれること、真に必要とする者とする事。

申請時点では就労していない者を除外すべきではない。

- 【対応】 ・就労（休職含む。）中の者で、筋電電動義手の装着による就労能力の向上が見込まれる者
- ・現在は就労していないが、筋電電動義手装着後に就労が予定されている者（ハローワークへの求職申込等就職活動中の者を含む。）で、筋電電動義手の装着による就労能力の向上が見込まれる者
  - ・筋電電動義手を使用しなければ日常生活ができないと認められる者（非切断肢側の upper limb 又は手指に一定の障害を残すことにより、障害（補償）給付を受けた者又は受けると見込まれる者）

## (2) 装着訓練期間

【意見】 ソケットの適合期間について装着訓練期間本体とは別に取り扱うなど弾力的に取り扱うべきではないか。

【対応】 ・【別途、議論を踏まえて】

### (3) 能動式義手との関係（能動式義手について後述再掲）

【意見】筋電電動義手、能動式義手のいずれを装着するかを選択が可能となるようにすべきである。

筋電電動義手の装着にあたり、能動式義手の装着または訓練を義務づける必要は無い。ただし、上腕切断者については、義務づけるべきである。

【対応】・協力医療機関において、事前相談・説明により、申請者のニーズ等に即した装着訓練を選定する。

- ・装着訓練は、筋電電動義手用と能動式用の両方を受けることを可能とする。
- ・筋電電動義手と能動式義手の併給を可能とする。
- ・【装着期間については、別途、議論を踏まえて】
- ・【上腕切断者については、別途、議論を踏まえて】

### (4) 試用装着

【意見】現行の装着訓練に加え、家庭や職場で実際に使用する期間を設け、その結果を踏まえて本支給を行うべきである。

試用装着の期間は、各人の習熟度に応じて決めるべきであり、最大でも6ヶ月程度ではないか。

【対応】・現在の装着訓練を拡充する形で、試用装着の期間を設ける。

- ・試用装着期間については、6ヶ月を限度とする。
- ・これに伴い、申請手続きは「装着訓練実施の申請」、「義肢支給の申請」をそれぞれ必要な時期に行っていただく。

(5) ソケット

【意見】 訓練時からソケットに要する費用を認めるべきである。

【対応】 練習用仮義手のソケットについて、装着訓練に要する費用として支給対象とする。

(6) 支給種目の基本的考え方

【意見】 支給種目の考え方としての三原則（①障害の程度に応じて装着又は使用するもの、②就労又は社会生活を送るために必要不可欠なもの、③必要な医療機関等が全国に存在し、かつ、著しく高額ではないこと。）において、就労と社会生活は「『又は』要件」となっている。今回の支給に当たって、就労要件を課すことは適当なのか。

【対応】 非切断肢が健常である場合には、健側上肢で日常生活が自立し社会生活を送るには支障が生じていない場合もある。

この場合でも、就労する上では筋電電動義手装着が必要不可欠なものとして認められる場合について支給対象とするものであり、三原則の考え方の則ったものと考えている。

(7) フォローアップ

【意見】 今後の使用状況を確認するため、中長期的にフォローアップすべきではないか。

【対応】 支給から3～5年程度の間は、使用状況等を確認するためのアンケートを実施する。

・再支給時には、継続使用を前提にするとともに、適合判定により支給の可否を判断する。

## 2 能動式義手に係る装着訓練について

【対応】・装着にあたっては訓練を必須とする。

・装着訓練費用を支給対象とする。

## 3 基準外支給事例について

【対応】

### (1) 車いす

片下肢の用を全廃又は亡失した場合で、他の部位の障害等により、「両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失した者と同程度の障害の状態にある者」であって、義足・下肢装具、歩行補助つえが使用できない又はこれらを使用しても歩行が不可能な者も対象とする。

### (2) 電動車いす

片下肢の用を全廃又は亡失した場合で、他の部位の障害等により、「両下肢及び両上肢に著しい障害を残した者と同程度の障害の状態にある者」であって、義足・下肢装具、歩行補助つえが使用できない又はこれらを使用しても歩行ができず、車いすの使用も困難な者も対象とする。

### (3) 松葉つえ（歩行用補助つえの1種目）

松葉つえの使用目的から、2本支給を原則とする。

## 4 労災独自種目について

### (1) 基準価格設定に関する基本的考え方

労災保険における義肢等補装具費支給制度の趣旨からして、本来は、自己負担が生じないように、基準価格の設定が行われるべきものである。

しかしながら、対象種目であっても、製品によって市販価格に大きな幅が生じており、高額製品の中には、いわゆる贅沢品の範疇に属するものがある。

このため、労働局への請求状況から、実際の購入価格（自己負担額を含む。）の分布を確認し、概ね8割程度の製品が購入できる基準価格を設定、

或いは、申請者数の概ね 8 割が自己負担を要しない基準価格の設定とする。

(2) 個別種目の検討結果

ア 床ずれ防止用敷ふとん

対象とする素材について市場の動向を考慮した設定を行うとともに、これに応じた基準価格を設定する。

イ 介助用リフター

都道府県労働局に対する請求実態及び市場での製品動向を踏まえ、「電動式」も対象とする。

この際、「電動式」を前提とした基準価格を設定する。

ウ 収尿器

簡易型（使い捨て型）について、基準価格が限度額となり、必要数量が支給できなくならないよう、個別の事情に応じた運用を行う。

また、一部の支給種目については、該当する市販製品が確認できないものもあり、引き続き、市場調査の上、実態に即した取扱いを行う。

エ ストマ用装具

基準価格が限度額となり、必要数量が支給できなくならないよう、個別の事情に応じた運用を行う。